公益財団法人相模原市体育協会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。)の趣旨にのっとり、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、公益財団法人相模原市体育協会(以下「財団」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人及び公の施設の管理を行うに当たり取り扱う個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
 - (2) 文書 財団の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、 図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下 同じ。)であって、役職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただ し、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録

(財団の責務)

- 第3条 財団は、事務事業を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。
- 2 役職員は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(取扱いの制限)

- 第4条 財団は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ財団理事会(以下「理事会」という。)及び公の施設については条例第2条第2号に規定する実施機関の意見を聴いた上で事務事業の実施のため必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信条及び宗教
 - (2) 人種及び民族
 - (3) 犯罪歷
 - (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 財団は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された文書を使用する事務に限る。)について、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供するものとし、公の施設においては、当該施設において一般の閲覧に供するとともに、その写しを当該公の施設を所管

する実施機関(以下「実施機関」という。) に提出しなければならない。 (収集の制限)

- 第6条 財団は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 財団は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
- (5) 理事会及び公の施設については実施機関の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、 当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあ ること、その他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。
- 3 財団は、前項第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、理事会及び公の施設については実施機関の意見を聴いたうえで適当と認めたときは、この限りではない。

(利用及び提供の制限)

- 第7条 財団は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は 提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、理事会及び公の施設については実施機関の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 財団は、前項第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、理事会及び公の施設については実施機関の意見を聴いたうえで適当と認めたときは、この限りではない。

(正確性、安全性等の確保)

- 第8条 財団は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
- 2 財団は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 財団は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、 又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置)

第9条 財団は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を財団以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(個人情報の開示を申し出ることができる者)

- 第10条 何人も、財団が保有する自己を本人とする個人情報の開示を申し出ることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出をすることができる。

(開示の申出の方法)

- 第11条 前条の規定による開示の申出をしようとする者は、財団に対して、財団が別に定める申出書(以下「開示申出書」という。)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、開示の申出をしようとする者は、財団に対して当該開示の申出をしようとする者が当該開示の申出に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による申出にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 財団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示の申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 (個人情報の開示義務)
- 第12条 財団は、開示の申出があったときは、当該開示の申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され若しくは識別されうるもの又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、 又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められる情報
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - エ 当該個人が役職員及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に 規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定す る特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び 職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立 行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員及び公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示申出者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (4) 財団並びに国、地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 財団が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ れ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、財団の財産上の利益又は当事者としての地位を不当 に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
- (6) 法令等の定めるところにより明らかに開示をすることができないとされているもの (部分開示)
- 第13条 財団は、開示の申出に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示の申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示の申出に係る個人情報に前条第1号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (個人情報の存否に関する情報)
- 第14条 開示の申出に対し、当該開示の申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、 非開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当 該開示の申出を拒否することができる。

(開示の申出に対する決定)

- 第15条 財団は、開示の申出に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、 開示申出者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 財団は、開示の申出に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、 開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。前条の規定により開示の申出

を拒否するとき、及び開示の申出に係る個人情報を保有していないときも、同様とする。

3 財団は、前項の開示しない旨の決定(第13条第1項の規定により、開示の申出に係る個人情報の一部を開示しないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定に係る個人情報が、その決定の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかなときは、その旨を付記するものとする。

(開示決定等の期限)

- 第16条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示の申出があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に 規定する期間を開示の申出があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができ る。この場合において、財団は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を 書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第17条 前条第2項の規定にかかわらず、開示の申出に係る個人情報が著しく大量であるため、開示の申出があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、財団は、開示の申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うものとする。この場合において、財団は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

- 第18条 開示の申出に係る個人情報に財団及び開示申出者以外のもの(以下この条において「第三者」 という。)に関する情報が含まれているときは、財団は、開示決定等をするに当たって、当該情報 に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 財団は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該 第三者に関する情報が第12条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認 められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の申出に係る当該第三者に関する 情報の内容その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければ ならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 財団は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、財団は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第19条 開示の申出に係る個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、 電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 第1項に規定する個人情報の開示に当たり、開示申出者は、当該開示の申出に係る個人情報の本人であること(第10条第2項の規定による申出にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提示しなければならない。

(費用負担)

- 第20条 前条第1項及び第2項に規定する閲覧に係る手数料は無料とする。
- 2 前条第1項に規定する写しの交付に要する費用は、開示申出者の負担とする。

(個人情報の訂正を申し出ることができる者)

- 第21条 何人も、財団が保有する自己を本人とする個人情報について事実に誤りがあると思料するとは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を申し出ることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出をすることができる。

(訂正の申出の方法)

- 第22条 前条の規定による訂正の申出をしようとする者は、財団に対して、財団が別に定める申出書(以下「訂正申出書」という。)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、訂正の申出をしようとする者は、財団に対して当該訂正の申出をしようとする者が当該訂正の申出に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による申出にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 財団は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正の申出をした者(以下「訂正申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、訂正申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 (個人情報の訂正義務)
- 第23条 財団は、訂正の申出があった場合において、当該訂正の申出に理由があると認めるときは、 当該訂正の申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしな ければならない。

(訂正の申出に対する決定)

- 第24条 財団は、訂正の申出に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者 に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 財団は、訂正の申出に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第18条第1項及び第3項の規定は、前2項の決定(以下「訂正決定等」という。)について準用する。この場合において、「開示の申出」とあるのは「訂正の申出」と、「前2項」とあるの

は「第1項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限)

- 第25条 訂正決定等は、訂正の申出があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に 規定する期間を訂正の申出があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができ る。この場合において、財団は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を 書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第26条 前条第2項の規定にかかわらず、財団は、訂正請求のあった日の翌日から起算して60日 以内に訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるとき は、相当の期間内に訂正決定等を行うものとする。この場合において、財団は、同条第1項に規 定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

- 第27条 財団は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (個人情報の利用停止を申し出ることができる者)
- 第28条 何人も、財団が保有する自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思 料するときは、当該各号に定める措置を申し出ることができる。
 - (1) 財団が保有する自己を本人とする個人情報が、第4条に定める取扱いの制限を超え、又は第6条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されたとき 当該個人情報の利用の停止又 は消去
 - (2) 財団が保有する自己を本人とする個人情報が、第7条第1項の規定によらないで目的外利用 等がされているとき 当該目的外利用等の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による申出をすること ができる。

(利用停止の申出の方法)

- 第29条 前条第1項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は目的外利用等の停止(以下「利用停止」という。)の申出及び同条第2項の規定による申出(以下「利用停止の申出」という。)をしようとする者は、財団に対して、財団が別に定める申出書(以下「利用停止申出書」という。)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、利用停止の申出をしようとする者は、財団に対して当該利用停止の申出 をしようとする者が当該利用停止の申出に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定に よる申出にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するため に必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 財団は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止の申出をした者(以下「利用停止申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、利用停止申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の利用停止義務)

第30条 財団は、利用停止の申出があった場合において、当該利用停止の申出に理由があると認めるときは、財団における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の申出に対する決定)

- 第31条 財団は、利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 財団は、利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第18条第1項及び第3項の規定は、前2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について準用する。この場合において、「開示の申出」とあるのは「利用停止の申出」と、「前2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限)

- 第32条 利用停止決定等は、利用停止の申出があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に 規定する期間を利用停止の申出があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することが できる。この場合において、財団は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長 の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- 第33条 前条第2項の規定にかかわらず、財団は、利用停止請求のあった日の翌日から起算して60日以内に利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等を行うものとする。この場合において、財団は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

第34条 財団は、利用停止決定に基づく個人情報の利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(異議の申出)

- 第35条 財団が行った決定等について、異議のあるものは、当該開示決定等を知った日の翌日から 起算して60日以内に、財団に対して異議を申し出ることができる。
- 2 前項の異議の申出は、書面によるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 異議を申し出ようとするものの氏名、住所(異議を申し出ようとするものが法人等の場合は、 法人の所在地、名称及び代表者等の氏名)
- (2) 異議の申出の対象となった決定等を知った日及びその内容
- (3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

- 第36条 前条による異議の申出があったときは、財団は、理事会及び公の施設については実施機関の助言を求めることができる。
- 2 財団は、理事会及び公の施設については実施機関から当該異議の申出について、意見若しくは 説明又は必要な書類の提出を求められた場合はこれに応じるものとし、当該異議の申出の対象と なっている文書等については、これを提示するものとする。
- 3 第1項の規定により、理事会及び公の施設については実施機関からの助言があった場合は、この意見を尊重し、速やかに当該異議の申出について書面により決定しなければならない。 (文書等の管理)
- 第37条 財団は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の文書等に関する必要な事項について別に定めを設け、これに基づき、文書等を適正に管理しなければならない。

(適用除外)

第38条 この規程は、他の法令等により、個人情報の閲覧又は縦覧手続が定められているとき又は個人情報の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときにおける個人情報の開示、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正、及び個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける個人情報の利用停止については、適用しない。

(委任)

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。